

[事案 27-242] 解約取消請求

・平成 28 年 5 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

特約解約時の説明が不十分であったことを理由として、解約手続きの無効または取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 3 月に契約した終身保険について、平成 27 年 8 月に特約を解約したが、解約手続き時の募集人の説明不足により、誤解して解約したため、解約を無効または取り消してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人の説明は保障内容および期間等について説明しており不十分な点は無い。
- (2) 特約解約請求書には、解約手続き後に取消しはできない旨が記載されており、申立人が仮に錯誤に陥っていたとしても、申立人には重大な過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人による解約に関する説明に不十分な点があったかどうかなど解約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による説明が不十分であったとは認められず、また、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。